

令和8年3月30日

中国電力健康保険組合  
被保険者のみなさまへ

中国電力健康保険組合

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の  
被扶養者の認定における「年間収入」の取扱いについて（通知）

被扶養者としての届出に係る者（以下、「認定対象者」という）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定しているところですが、先般、国から労働契約内容によって年間収入が基準額未満であることが明白である場合の「年間収入」の取扱いについて通知がありました。

つきましては、被扶養者の認定における「年間収入」について、下記のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

記

1. 年間収入の判定方法

次のすべての条件に該当する者については「労働契約で定められた賃金」（労働契約段階では見込み難い**時間外手当等の「臨時収入」を含まない金額**）により年間収入を判定することができる（以下、「労働契約内容による年間収入」という）ものとする。

＜ 条 件 ＞

- ① 収入が給与収入のみであること
- ② 「給与収入のみである」旨の申立書を提出すること
- ③ 労働契約内容が分かる書類（今後1年間の収入を見込めるもの）を提出すること

条件に該当しない者については従来どおりの取扱いとする。（被扶養者の認定の適否に係る確認時等において時間外手当等の「臨時収入」を含めた金額により年間収入を判定する。）

なお、被扶養者として認定される基準額（年間収入130万円未満。年齢等による例外あり）自体は、いずれの場合も変更ありません。

## 2. 「労働契約内容による年間収入」の取扱い

### (1) 提出書類

- a. 「労働条件通知書」等の労働契約内容が分かる書類（以下、「通知書等」という）
- b. 「給与収入のみである旨の申立書」（以下、「申立書」という）

なお、「被扶養者異動届」を提出する場合は、「被扶養者異動届」の『扶養に関する申立』欄へ認定対象者本人が署名することで、申立書の提出を省略できるものとする。

### (2) 年間収入の算定方法

- ・ 通知書等に規定されている労働契約内容をもとに今後1年間の収入見込み額を算定する。

【労働契約内容（例）】：時給、労働時間、勤務日数、交通費、諸手当等

- ・ 通知書等に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い「臨時収入」は年間収入の見込み額に含めない。

【臨時収入（例）】：時間外労働手当、賞与等

#### [注意事項]

- 年間賞与10万円支給など明確な規定がある場合は、賞与も年間収入に含める。
- 「シフト制」等で労働時間が不明確な場合や契約期間が1年に満たない等で年間収入を明確に算定できない場合は、「労働契約内容による年間収入」の取扱いは適用せず、従来どおりの取扱いとする。

### (3) 被扶養者認定後、労働契約の更新や労働条件に変更があった場合

条件変更の都度、(1)の提出書類を提出すること。

※条件変更の事実発生により、あらためて被扶養者に係る確認を実施する。

## 3. 既存の被扶養者に係る取扱い

すでに被扶養者となっている者も、次の場合は、都度、2(1)の提出書類を提出すること。

- (1) 労働契約の更新や労働条件に変更があった場合
- (2) 被扶養者の認定の適否に係る確認（毎年1回実施）において当健康保険組合から提出を求められた場合

## 4. 被扶養者の認定の適否に係る確認

### (1) 確認内容

従来と同様に、毎年1月～12月の1年間の収入額が被扶養者として認定される基準額（年間収入130万円未満。年齢等による例外あり）を超過していないことを確認する。

## (2) 確認方法

当健康保険組合がマイナンバーを基に取得した被扶養者の年間収入情報により、基準額を超過している者へ対し、2(1)の提出書類および賃金明細書等の提出を依頼し、超過理由を確認する。

## (3) 超過理由別の取扱い

### a. 労働契約の更新や労働条件の変更による超過

条件変更した日をもって被扶養者資格を喪失する。

### b. 臨時収入による超過

臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合は、引き続き、被扶養者資格を継続する。

ただし、被扶養者認定時当初からの恒常的な時間外労働による超過の場合は、当健康保険組合がその事実を確認した日をもって被扶養者資格を喪失する。

### c. 超過理由が不明の場合

確認に必要な書類の提出がない等により、明確な超過理由が不明の場合は、従来どおり、当健康保険組合が定める日から向こう1年間において被扶養者資格を喪失する。

## (4) その他

申立書を提出していたにもかかわらず、給与収入以外の収入を得ていた場合など、被扶養者認定時に瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合は、認定時に遡って被扶養者資格を取り消すものとする。

## 5. 適用開始日

令和8年4月1日

### 《添付書類》

- ・別紙1 …… 厚生労働省通知（保保発1001第3号）
- ・別紙2 …… 給与収入のみである旨の申立書
- ・別紙3 …… 健康保険 被扶養者異動届（令和8年4月1日改訂）
- ・別紙4 …… Q&A
- ・参 考 …… 労働契約内容による年間収入の判定フローほか

以 上

中国電力健康保険組合  
電話：082-544-2844

保保発 1001 第 3 号  
年管管発 1001 第 3 号  
令和 7 年 10 月 1 日

全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
日本年金機構理事長

} 殿

厚生労働省保険局保険課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省年金局事業管理課長  
( 公 印 省 略 )

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定  
における年間収入の取扱いについて

健康保険法第 3 条第 7 項に規定する被扶養者の認定については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和 52 年 4 月 6 日保発第 9 号・庁保発第 9 号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）等に基づき行っているところであるが、今般、労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の「年間収入」の取扱いを下記のとおり整理したので、御配意願いたい。

記

1. 被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入の見込みにより判定しているところであるが、労働契約で定められた賃金（注 1）から見込まれる年間収入が 130 万円未満（注 2）であり、かつ、他の収入が見込まれず、
  - （1）認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であると認められる場合（注 3）
  - （2）認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱うこと。

2. 労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第 15 条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」（以下「通知書」という。）等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認すること。

具体的には、通知書等の賃金（注1）を確認し、年間収入が 130 万円未満（注2）である場合には、原則として被扶養者として取り扱うこと。

なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」という。）には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求めること。

3. 被扶養者の認定の適否に係る確認時において、当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が 130 万円以上（注2）の場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者としての取扱いを変更する必要はないこと。

4. 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、従前のおりの取扱い（「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和 52 年 4 月 6 日保発第 9 号・庁保発第 9 号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）等に基づくもの）とする。

5. 船員保険法第 2 条第 9 項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。

6. 以上の取扱いは、令和 8 年 4 月 1 日から適用すること。

（注1）労働基準法第 11 条に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれる。

（注2）認定対象者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180 万円。認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円。

（注3）当該要件を満たさない場合であっても、当該認定対象者の収入が被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときと認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

## 給与収入のみである旨の申立書

中国電力健康保険組合

常務理事 殿

私は、添付書類として提出した「労働契約内容が確認できる書類（労働条件通知書等）」に基づく給与収入のみであることについて、申し立てます。

令和 年 月 日

記号・番号

—

被保険者氏名

対象者氏名（署名）

受付印

## 健康保険 被扶養者異動届

申請日 令和 年 月 日

 下記の公的証明書の添付を省略します。 住民票  所得証明書  戸籍謄本 下記の書類については、入手でき次第提出します。 離職票(写し)  雇用保険受給資格者証(写し)

被 保 険 者 情 報	記号・番号	—		
	会社名		所属名称	
	フリガナ		生年月日	昭和 平成 年 月 日 令和
	氏名			
	勤務先 電話番号	( ) —	自宅電話番号	( ) —
	自宅 現住所	(郵便番号 — ) 都道 府県		

認 定 対 象 者 欄	氏名	フリガナ	性別	男 女	生年月日	昭和 平成 年 月 日 令和	続柄	
		個人番号 (マイナンバー) ※新規認定時のみ記入						
	住民票住所	現在の住民票住所 (住民票記載どおり正確に記入)	(郵便番号 — ) 都道 府県					
		所得証明書の 添付を省略 するとき	異動年の 1月1日時点	<input type="checkbox"/> 現在の住民票住所と同じ(以下、住所の記載は不要) (郵便番号 — ) 都道 府県				
届出事由	認定	入社・任継資格取得・出生・結婚・離職・扶養異動・ 任継資格喪失・収入減・被保険者の退職後再雇用・ その他( )			海外特例	要件該当	留学・同行家族・特定活動・海外婚姻 その他( )	
	削除	結婚・就職・収入超過・離婚・扶養異動・死亡・別居 後期高齢該当・その他( )			要件非該当	国内転入(令和 年 月 日) その他( )		
異動日		(被扶養者になる日) (被扶養者でなくなる日) (海外特例要件の該当日・非該当日)			令和 年 月 日	※ 健保使用欄 受理日認定・不認定		
資格 確認 書	<input type="checkbox"/> 発行は不要(マイナ保険証あり または 認定後すぐにマイナ保険証の利用登録を行う)							
	<input type="checkbox"/> 発行が必要 (マイナ保険証なし)	交付理由 コード	<input type="checkbox"/> A. マイナンバーカードを紛失した方、または、マイナンバーカードの更新中の方 <input type="checkbox"/> B. マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、 資格確認を補助する必要がある方 <input type="checkbox"/> C. マイナンバーカードを取得していない方 <input type="checkbox"/> D. マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない方 <input type="checkbox"/> F. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方					

被保険者 確認欄	<input type="checkbox"/>	この届出については、下記①または②の要件を満たしたものである。 ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ② 記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。	扶養に 関する 申立て	給与収入以外の収入はありません。 認定対象者署名
-------------	--------------------------	---	-------------------	-----------------------------

決定

健 保 組 合	同			資格入力	住民票入力	決定通知書	お知らせ	資格確認書
	常務理事	事務長	担当	/ 未加入者				利用中・登録なし

高齢 /

事実と相違ないことを証明します。

事 業 主	各長	担当

〔厚生労働省保険局保険課〕

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係る Q & A

Q 1 労働契約内容によって年間収入を判定することにした趣旨如何。

A 認定対象者の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、所定外賃金の見込みを含めた今後 1 年間の収入見込みにより判定をしているところですが、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととしたものです。

そのため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（以下、「臨時収入」とする。）は、被扶養者の認定における年間収入には含まないこととなります。

Q 2 労働契約で定められた賃金（注 1）から見込まれる年間収入が 130 万円未満（注 2）であるとは、具体的にどのような場合か。

A 労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類（以下、「通知書等」という。）において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込額が 130 万円未満（注 2）である場合を想定しています。

そのため、臨時収入は年間収入の見込額には含まないこととなります。

Q 2-2 労働契約内容により年間収入が判定できない場合（例えば、「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が 1 年に満たない場合等）にはどのように年間収入を判定すべきか。

A 労働契約内容による年間収入の判定ができないため、従来どおり給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q 2-3 認定対象者が複数事業所で勤務していた場合、各事業所の通知書等の提出を求める必要があるか。また、どのように年間収入を判定するのか。

A 認定対象者が複数の事業所において勤務している場合には、当該各事業所に係る通知書等の提出を求めて下さい。その上で、各事業所の通知書等に記載された情報に基づき、本通知による取扱いに従い年間収入の見込額を個別に算定し、これらを合算して年間収入を判定してください。ただし、提出された通知書等のいずれかにおいて労働契約内容による年間収入を算定できない場合（一部の事業所の通知書等しか提出がない場合も含む）は、従来どおり給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q 3 労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合、どのように年間収入を判定するのか。

A 労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合は、従来どおり、給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q 4 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったが、扶養認定時点では経常的に時間外労働が発生している場合は、どのように年間収入を判定するのか。

A 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったのであれば、扶養認定時点で時間外労働が発生していたとしても、今回の取扱いにより年間収入を判定することとなります。

Q 5 認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立てはどのように求めるのか。

A 健康保険被扶養者（異動）届の「扶養に関する申立書」欄に認定対象者本人が記載する方法や、健康保険被扶養者（異動）届の添付書類として認定対象者本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付させる方法等により対応を行ってください。

Q 5-2 被扶養者の認定だけでなく、被扶養者の認定の適否に係る確認を行う場合においても、認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立ては必要になるのか。

A 被扶養者の認定の適否に係る確認を行う場合においても、認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立ては必要となります。

Q 5-3 被扶養者の認定において、認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立ての代わりに「課税（非課税）証明書」を求めることは可能か。

A 被扶養者の認定においては、通知書等と「給与収入のみである」旨の申立てにより認定してください。「課税（非課税）証明書」は前年度の所得を証明するものであり、今後1年間、給与収入のみであることを証明するものではないため、「給与収入のみである」旨の申立ての代わりとすることはできません。

Q 6 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合、年間収入はどのように判定するのか。

A 従来どおり給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q 7 被扶養者の認定の適否に係る確認について、どのように実施すべきか。

A 認定後1年以内に被扶養者の認定の適否に係る確認を行う必要はないですが、2年目以降少なくとも年1回は保険者において被扶養者の認定の適否に係る確認を行い、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認してください。

なお、被扶養者の認定の適否に係る確認においても、認定時と同様に通知書等を確認することにより実施しますが、その実施にあたっては、その時点における最新の情報が記載された通知書等の提出を求めてください。通知書等が存在しない場合には従来どおり給与明細書、課税（非課税）証明書等を確認することにより実施します。

また、通知書等により認定の適否の確認を実施する場合においても、認定から1年経過後であれば、実際の年間収入との乖離を確認するために給与明細書、課税（非課税）証明書等の提出を求めても差し支えありません。

Q 8 被扶養者の認定後、被扶養者の認定の適否に係る確認において、給与明細書、課税（非課税）証明書等により、臨時収入によって結果的に年間収入が130万円以上（注2）となっていることが判明した場合は、被扶養者の認定を取り消すのか。

A 被扶養者の認定の適否に係る確認時において、臨時収入によって結果的に年間収入が130万円以上（注2）となった場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者の認定を取り消す必要はありません。

一方で、臨時収入の支給を前提として、通知書等において賃金（注1）や労働時間を不当に低く記載していたことが判明した場合等、当該臨時収入により実際の年間収入が社会通念上妥当である範囲を超えて130万円（注2）を大きく上回っていることが判明した場合には、被扶養者の認定を取り消すこととして差し支えありません。

なお、当該臨時収入が一時的な収入変動かどうかの確認のために「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主証明の提出を求めても差し支えありません。

Q 8-2 今回の取扱いにより年間収入を判定のうえ認定した者について、被扶養者の認定の適否に係る確認の結果、認定時から恒常的な時間外労働があり年間収入が130万円以上であったことが判明した場合であって、社会通念上妥当である範囲を超えると判断される場合は、認定時に遡って取り消すこととなるのか。

A 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったものとして認定しており、認定時に瑕疵があるものではないことから、被扶養者の要件を満たさなくなった時点以降で、被扶養者を削除する届出を提出させることとなります。この被扶養者の要件を満たさなくなった時点については、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるために労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととした本取扱いの趣旨に照らして、「被扶養者の認定の適否に係る確認を行った日」以降としてください。

Q 8-3 認定時に瑕疵（認定時に提出した通知書等及び「給与収入のみである」旨の申立書の記載内容に誤りがあり、差し替えがあった等）がある場合も被扶養者の認定の適否に係る確認を行った日以降で取り消すこととなるのか。

A 認定時に瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合には、認定時に遡って取り消すこととなります。

Q 8-4 「社会通念上妥当である範囲」とは具体的にどのような範囲を指すのか。

A 社会通念上妥当である範囲については、

- ・ 仮に具体的な金額を設定した場合、当該金額が新たな「年収の壁」となりかねないこと
- ・ 社会通念上妥当とは、社会一般に通用している常識や見解に照らして妥当という意味であり不変的なものではないこと
- ・ 当該臨時収入が、恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等による場合もある等、金額のみでは判断が困難であること

から一概にお示しすることは困難です。

Q 9 連名通知（別紙1）の項番2において、「なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」という。）には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求めること。」とされているが、時給、所定労働日数等に変動がない、単なる契約期間の更新においても条件変更の都度、内容が分かる書面等の提出を求めなければならないのか。

A 内容に関わらず、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、その都度、内容が分かる書面等の提出を求めてください。

Q 10 本通知による取扱いは令和8年4月1日から適用とのことだが、認定日を基準として取り扱うことで良いか。

A お見込みのとおりです。本通知による取扱いは、認定日が4月1日以降となるものについて適用されます。なお、令和8年4月1日より前に遡って認定する場合は、従来の取扱いにより判定することとなります。

（注1）労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれる。

（注2）認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては、180万円。認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあつては150万円。

## 〔中国電力健康保険組合〕

### 追加Q & A

Q 1 「通知書等」とは、労働条件通知書でなければいけないのか。

A 「通知書等」には、年間収入を算定するために必要な内容（時給・労働時間・労働日数等）が明記されていれば、労働条件通知書、労働条件明示書、雇用契約書、労働契約書など、書面の名称は問いません。

なお、事業主証明（収入見込証明書等）は「通知書等」の代わりにはなりません。

Q 2 厚生労働省保険局保険課Q & AのQ 9において、「内容に関わらず、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、その都度、内容が分かる書面等の提出を求めてください。」とあるが、すべての事象において、提出が必要となるのか。

A 本来は、通知のとおり、内容に係わらず提出が必要であるが、収入が減少する場合ははじめ、年間収入の基準額を超えないことが明らかとなるときは、省略しても差し支えない。

ただし、後日、条件変更に伴って年間収入の基準額を超えていたことが判明した場合は、条件変更した日をもって被扶養者資格を喪失することとなりますので、ご注意ください。

Q 3 被扶養者の認定の適否に係る確認において、提出が必要となる賃金明細書は、いつからのものが必要ですか。

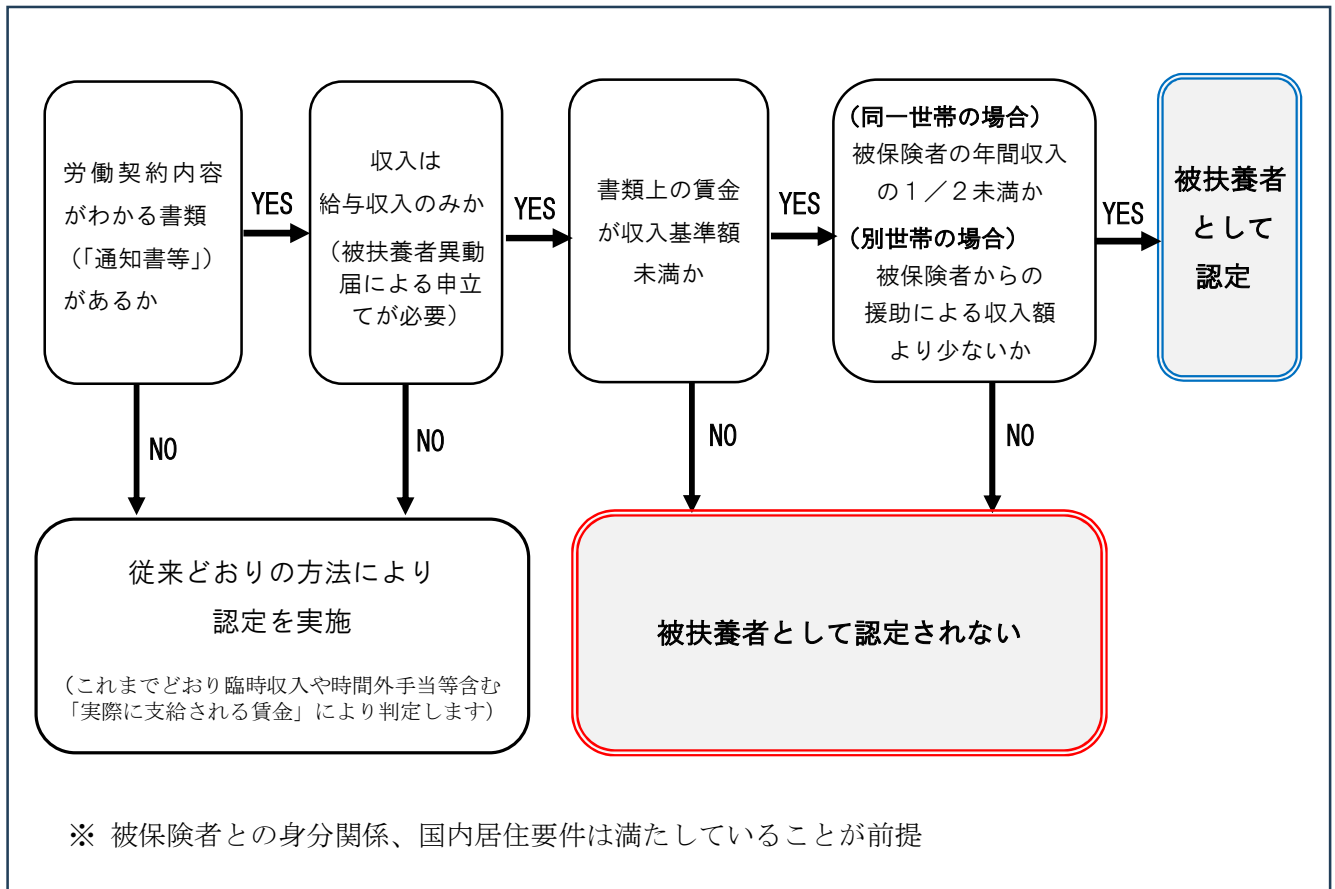
A 新規認定後、初めての確認の場合は、認定した月から確認対象となる年の12月までの賃金明細書が必要です。

また、2回目以降の確認の場合は、確認対象となる年の1月から12月までの賃金明細書が必要です。

紛失・廃棄されることのないよう保管をお願いします。

## 【参考】労働契約内容による年間収入の判定フローほか

### 1. 労働契約内容による年間収入の判定フロー



### 2. 労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入

#### ○年間収入計算の基本

$$\text{時給} \times \text{労働時間} / \text{日} \times \text{年間日数} + \alpha = \text{年間収入}$$

→ 「通知書等」における、年間収入の見込み額が130万円<sup>※1</sup>未満かどうかにより判定

※ +αは、交通費などの諸手当

#### ○臨時収入

臨時収入 = 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等

(例) 残業あり・残業時給○円・賞与あり など

ただし、年間賞与額の明確な規定(条件なく10万円支給等)がある場合は見込む

### 3. 複数事業所で働いている場合の年間収入の判定方法

#### ○年間収入計算の基本

<A社> 時給 × 労働時間／日 × 年間日数 +  $\alpha$  = A社の年間収入

<B社> 時給 × 労働時間／日 × 年間日数 +  $\alpha$  = B社の年間収入

→ 各社の「通知書等」により、それぞれの年間収入の合計額により年間収入を判定

片方の「通知書等」しか提出されない場合は、労働契約により年間収入が判定できない

### 4. 労働契約により年間収入が判定できない場合

#### ○年間収入計算の基本

時給 × 労働時間／日 × 年間日数 +  $\alpha$  = 年間収入

※ +  $\alpha$  は、交通費などの諸手当

- (例)
- ・シフト制による・・・労働時間や年間日数が見込めない
  - ・契約内容が1年に満たない場合・・・年間日数が見込めない
  - ・「通知書等」に記載の内容に幅がある場合（○～○時間、○時間以内、○時間程度 等）
    - ・・・労働時間や年間日数等が見込めない
  - ・交通費あり、交通費1日○円程度、交通費1日○円まで・・・+  $\alpha$  が見込めない